

# 市民後見人養成研修 開催案内

だれもが地域で安心して暮らせることを目指す地域福祉活動として、判断能力が十分でない方の生活を権利擁護の観点から支援を行う、「市民後見人」を養成するため、成年後見制度全般についての正しい知識と、関連する諸制度の知識の習得を目的として、「市民後見人養成研修」を開催します。

【応募資格】 次のすべての要件を満たす方

- (1) 尼崎市在住または在勤の18歳以上70歳以下（受講年度内に71歳未満）の方
- (2) 成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意のある方
- (3) 全ての研修に参加できる方（次ページ日程のとおり）  
※欠席の場合は次年度に限り振替受講可能です。
- (4) 現在または過去に地域福祉活動（民生・児童委員、地域ボランティアなど）を  
されている方、もしくは福祉関係での就労歴がある方
- (5) 市民後見人として活動可能な方
- (6) 民法第847条 後見人の欠格事由に該当しない方

【日 程】 令和8年10月7日（水）から全8日（詳細は次ページをごらん下さい）

【定 員】 20名

（定員超過によりご参加いただけない等の場合は、事務局からお電話にて連絡させていただきます。）

【受 講 料】 無 料（テキスト代 1,100円は実費負担）

【会 場】 尼社協ほっと館（尼崎市南武庫之荘3-24-5）阪急武庫之荘駅 南へ徒歩10分

【申込期間】 令和8年9月7日（月）～ 9月18日（金）

【応募方法】 受講申込書に必要事項を記入のうえ、レポートと合わせて下記尼崎市成年後見等支援センター（北部・南部）まで郵送または持参してください。

レポートのテーマ：「**研修受講の動機**」

添付の原稿用紙に600字以内で記載してください

※申込締切日から決定通知を送付するまでの期間が短くなっております。決定通知にてご確認お願い致します。予めご了承くださいますようお願いいたします。なお、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

**尼崎市成年後見等支援センター 北部**

〒661-0012 尼崎市南塚口町 2-1-1 塚口さんさんタウン1番館5階 北部保健福祉センター内

**尼崎市成年後見等支援センター 南部**

〒660-0876 尼崎市竹谷町 2-183 リベル5階 南部保健福祉センター内

【日 程】

| 月 日               | 時 間        | カリキュラム                                                                  |
|-------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 10月7日(水)          | 9:30~16:40 | (1) 市民後見概論<br>(2) 市民後見活動の実際<br>(3) 成年後見制度の基礎                            |
| 10月14日(水)         | 9:30~17:20 | (1) 地域の現状<br>(2) 成年後見制度の基礎<br>(3) 対象者理解<br>(4) 関係制度・法律<br>(5) 市民後見活動の実際 |
| 10月21日(水)         | 9:30~16:40 | (1) 対人援助の基礎<br>(2) 関係制度・法律<br>(3) 成年後見の実務                               |
| 10月28日(水)         | 9:30~16:40 | (1) 対象者理解<br>(2) 関係制度・法律<br>(3) 民法の基礎<br>(4) 家庭裁判所の役割                   |
| 11月~<br>(個別調整します) | 半日・2日      | (1) 在宅実習(半日)、施設実習(2日)                                                   |
| 12月2日(水)          | 9:30~17:20 | (1) 関係制度・法律<br>(2) 対象者理解<br>(3) 課題演習                                    |

※研修を修了いただくには、上記カリキュラムのほかに、レポートの提出が必要です。

※講座のカリキュラム内容や時間等は、都合により変更となる場合があります。

【その他】

○研修を修了した方は、「尼崎市市民後見人候補者」として名簿登録いただきます。

○市民後見人候補者の中から家庭裁判所より選任された方は成年後見人(市民後見人)に就任いただきます。市民後見人の活動にあたっては社会福祉協議会がサポートをしていきます。

○市民後見人の活動は報酬を得ることを前提としない活動(無償)です。

○研修を受講した後に、全ての方が後見人として活動できるとは限りません。

○この研修により、何らかの資格が得られるわけではありません。

○研修会の受講にあたりましては、公共交通機関を利用し、参加をお願いします。また、発熱・咳などの症状のある場合は体調を最優先していただき、ご参加をお控えください。

【お問合せ先】

尼崎市成年後見等支援センター 北部 TEL: 06(4950)0614

尼崎市成年後見等支援センター 南部 TEL: 06(6415)6291

(運営: 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会)



←尼崎市社会福祉協議会のホームページもご参照ください。